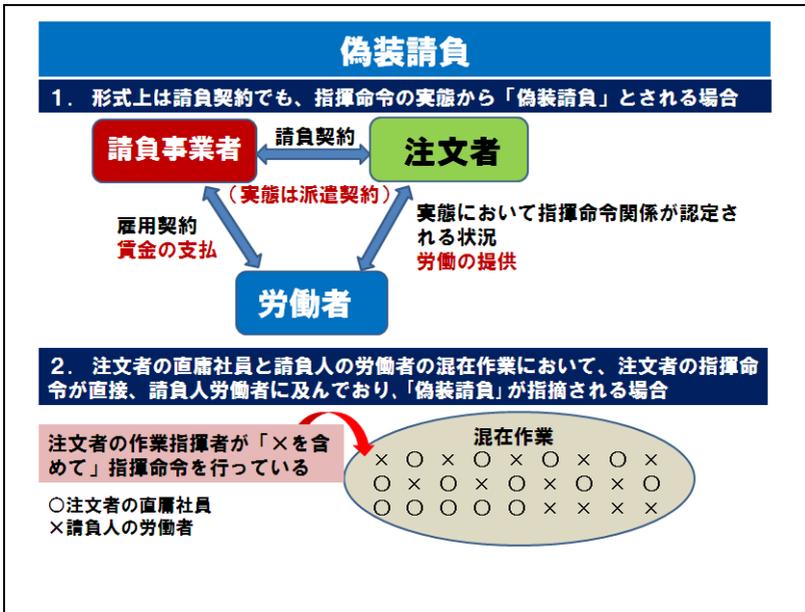


12-11 偽装請負、二重派遣



偽装請負

注文者が請負と称する事業者の用意した労働者を直接、指揮命令して作業させる等の実態に在る場合は、請負の実態を備えていない(請負が偽装された状態)として「偽装請負」が問題となる。

適正な請負関係において、請負業者の事業主(又はその管理責任者)は、「自己の労働者に対する業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行っていること、請け負った業務を自己の業務として契約の相手方から独立した管理すること」が必要であり、通常、その業務は「請負作業場での作業の遂行に関する指示、請負労働者の管理、注文者との注文に関する交渉」等である。

したがって、請負業務の作業工程に関し、注文者が、仕事の順序や方法を指示したり、請負労働者の配置を決めたり、請負労働者の一人ひとりに仕事の割付を決定したりすることは、「偽装請負」となる。

その他、「請負作業場に作業者が一人しかいない場合で、当該作業者が(請負事業主の)管理責任者を兼任している場合、実態的には発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、偽装請負となる」(「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」37号告示に関する質疑応答集4)といった取扱いには、注意が必要である。

二重派遣

派遣労働者を、さらに、派遣先から別の会社に派遣して指揮命令を受けることは「二重派遣」として職業安定法違反となる。